

令 4 経 営 金 融 第 843 号
令和 5 年 (2023 年) 3 月 3 日

山口県経営者協会会長 山本 謙 様

山口県商工労働部長

下請取引の適正化等について

本県の下請取引の適正化の推進につきましては、平素から多大な御協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、発注側企業と受注側企業との取引適正化については、これまでも、国及び県において、その取組を進めてきたところです。

こうした中、国では、成長と分配の好循環による持続可能な経済を目指す新しい資本主義を実現するため、民間企業における賃上げに取り組んでおり、その中で、中小企業の賃上げを実現するためには、下請中小企業が付加価値を確保できるよう、コストの適切な価格転嫁が必要不可欠としています。特に昨今、原材料価格やエネルギー価格、労務費等が大きく上昇しており、下請中小企業へのしわ寄せを解消し、これらコスト上昇による負担をサプライチェーン全体で適切に分担するためにも、価格転嫁の実現は喫緊の課題です。

このため、経済産業省では、発注側企業と受注側企業との価格交渉と価格転嫁を促進するため、中小企業から価格交渉が頻繁に行われる、9月及び3月の年2回を「価格交渉促進月間」と設定し、価格交渉の浸透・定着を図ることとしています。

本年3月においても、「価格交渉促進月間」が実施されますので、貴団体におかれましても、今後中小企業庁が実施する下記の点について、各会員企業に周知いただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

記

1 価格交渉及び価格転嫁への積極的な対応に係る要請の実施

発注側企業に対して、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」に則り、受注側中小企業からの価格交渉の申し出には遅滞なく応じ、価格転嫁に積極的に応じるなど、サプライチェーン全体の競争力向上、共存共栄の関係構築に向け、適切に御対応いただくよう要請が行われます。

2 フォローアップ調査（受注側中小企業への状況調査）の実施

3月以降、受注側企業に対し、発注側企業との価格交渉の状況について、

- ①アンケート調査（受注側中小企業30万社程度に対して配布。最大で3社、主要な発注側企業を指定し、1社ごとに価格交渉や価格転嫁の対応状況を聴取）
- ②下請Gメンによる重点的なヒアリング（受注側中小企業2千社程度へのヒアリングによる生声収集）

が実施されます。

3 調査結果の公表

上記1の受注側企業に対する調査結果に基づき、

- ①業種ごとに親事業者の対応や価格転嫁率を算出して順位付けし、良い事例・問題のある事例と併せて公表
- ②多くの受注側中小企業から回答のあった親事業者について、企業ごとの「回答企業数」、「価格交渉の回答状況」、「価格転嫁の回答状況」のリストを公表
- ③受注側中小企業からの評価において、価格交渉や価格転嫁の実施状況が芳しくない発注側企業に対し、事務所管省庁から下請中小企業振興法に基づく「指導・助言」による注意喚起等の実施
- ④独占禁止法や下請代金法の違反が疑われる事案については、公正取引委員会と中小企業庁が連携して対処等が実施されます。

その他、中小企業庁では、価格交渉促進月間の期間において、価格交渉や下請代金法に関する講習会、セミナー等も実施されます。

発注側企業におかれては、上記の中小企業庁における実施事項を踏まえ、「価格交渉促進月間」における受注側企業からの価格交渉の要請に御対応いただきますよう、お願い申し上げます。

今後とも、発注側企業と受注側企業の共存共栄関係の進展を目指し、適正価格での取引の実現に益々の御協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

経営金融課経営支援班（担当：石津）

電話：083-933-3180

FAX：083-933-3209